

## 神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会 第5回合同開催 議事録

(事務局) おはようございます。定刻になりましたので、ただ今より、神奈川県社会的養育推進計画に係る神奈川県児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会の第5回合同開催を始めさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、お忙しいところ朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

まず事務局からご報告申し上げます。本日は、施設里親部会は5名の委員の方々、権利擁護部会も5名の委員の方々に出席いただいておりますので、両部会とも成立しておりますことをご報告いたします。

なお、佐藤委員におかれましては、所用のため、10時45分ごろ退出されると伺っております。本日の会議はこれから12時まで2時間半を予定しております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事に入ります前に、子ども家庭課長よりご挨拶を申し上げます。

(子ども家庭課長) 改めまして、皆さま、おはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

今回の合同開催は第5回、最後の開催となります。第1回が昨年2月6日でしたので、ちょうど約1年経過したということで、本当に皆さま活発なご議論をいただきましてありがとうございます。この1年の間に、この計画を改定するということではありますが、改定といっても、例えば建物で言うと、一部のリフォームをするというよりも、柱だけを残してリノベーションみたいな、本当に大掛かりな作業であったと思っております。

先日パブコメをやらせていただきましたが、事務局としても、1年の期間をかけて、当事者の方、あるいはその当事者を支える関係機関、皆さまの、多くの方から意見をしっかり聞くんだということで、担当者もこの1年以上、相当気合を入れて、大変な思いもしながら、現場の意見、お子さんの意見を聞き続けてきました。本当にぎりぎりまで、これをやり続けてきた結果を、今回案としてご提示させていただいたものになります。

来月3月の常任委員会で、最終的にこの改定案を提出させていただいて、お認めいただくような形になりますが、本日最後ということですので、終わった

後も、ご意見を聞く機会はあるかと思いますが、実際に顔を合わせてご議論いただくのは最後ですので、限られた時間ですが、いろいろな気になるところを全部言っていただきたいなと思います。

それと、我々としては、この改定案の7ページの(1)基本方向の後段、「なお、本計画は、「家庭養育優先原則」を前提」云々とありますが、その後ろの方に、我々県として、この計画の魂の部分だと思っていますけれども、「子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもが成長していくことを実現する」、これが最優先事項ということで、これがこの計画で我々としては、一番重きを置いている部分です。

また、この計画はこの先関係者の皆さんの手に渡っていくと思いますし、そこで、県として、こういった考えを打ち出したことに対して、共に手を携えながら、一緒にやっっていこうと思える計画になっているかどうか、そこが我々として一番気になる場所ですので、それぞれのお立場から、正直に、お感じになったことを、ぜひいただいてですね、まだ、修正の余地はありますし、この後、事務局から報告させていただきますけれども、少し気になることも、ご相談させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) それではこれよりご審議いただきたいと思います。合同開催の会議の主宰及び会務の掌理につきましては、増沢座長に委任されておりますので、増沢座長に今後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(増沢座長) 皆さん、おはようございます。いよいよ最後ということで、本当に大変な作業で、事務局も大変だったと思います。こうやって、新しい推進計画の改定案が出てきたということで、今日は最後になりますので、やっぱりここはちょっとどうなのかなとか、詰めの作業ということでご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここから議事に入らせていただきますが、まずこの改定案について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) (説明)

(子ども家庭課長) 1点補足で、先ほど事務局の方から説明させていただいた指標編の里親等委託率の数値ですが、我々の方で検討する中で、先ほど冒頭で申

上げましたけれど、今回大幅な計画の見直しというよりも、新たな計画を作るぐらいでやってきましたが、最終的にでき上がった時に、いわゆるこれまでの計画は里親委託率が何%というところが注目されてきました。今回大幅に変えたといっても、結果的に、また国が言っている数字と同じではないかと受け止められてしまう。いろいろな指標が多く設定されているもののひとつに過ぎないから、本当であれば里親委託率だけに引っ張られない、そんなに注目しなくてもよいという思いもありますが、ただ、それがやはり受け止める側の人たちの中に、結局変わらないじゃないかとなると、みんなで一生懸命目指していこうというこの計画に、支障が出るのではないかということも議論したものですから、例えば、前期と同じ委託率の目標だと資料1の37ページの表にある令和11年度で292人という数字ですけれども、一方で、現実的に頑張っただけでやっていく数字としては、資料1の34ページの図表37の令和11年度で225人という数字になります。

このあたりのところについて、皆さんいろいろとご意見があろうかと思えますので、その表現の仕方や、数字の置き方などについてもご議論いただければと思います。

(増沢座長) ご説明ありがとうございます。それでは皆さんの意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。始めは、まず、計画の改定案からご意見をいただいて、次に資料編というふうに分けたいと思ったのですが、まず喫緊に、里親委託率の75%のところは、具体にお話がありましたので、大事なところなのでここから始めて、佐藤先生は10時45分に退出されるということですので、まずここについて議論して、そして本編と資料編というように改めて、他のところを検討したいと思います。それではまずこの15ページの75%というところですが、皆さんご意見どうでしょうか。

それでは、個人的な意見から。これを皮切りに皆さんご意見いただければと思います。これは、目標値なのですよね。目標値は、やはり現実を踏まえた目標値にしておかないと、目標が達成できなかった時に、その数字に対する責任はどうなるのかというのは必ず起きると思います。

ある種の夢ですよ、という目標だと言うならば、他にも全部関係してくるわけですよ。他の目標も、夢だから、別に達成しなくていいよね、という話になっ

てしまう。他のところを見ると、根拠がある、現実を踏まえた責任を持つべき目標値を出していると思うので、そうするとあくまでここはかなり責任がある、単にイデオロギーとしての目標ではなくて、現実を踏まえた目標値を出しておかないと、今度は逆にこの目標値があると、ただ夢だけだという解釈ではなくて、きちんと出した目標値なので、強引にこれを達成しなければいけないとなると、いろいろなところで弊害が起きてくるのではないかということも危惧します。

なので、個人的には、現実を踏まえる、つまり、エビデンスを踏まえるというのはすごく大事だということは、国からも示されていると思います。

逆に国の方にも75%の根拠を説明して欲しいと思っているぐらいですけれども、皆さんいかがでしょうか。

(横堀委員) 私も、将来的に国が示した数字に向かっていくことは大事なことだとは思いますが、関係者が神奈川県らしさをもって児童福祉行政の実務にあたってこられ、社会的養護の資源としての施設が関係者の長き努力により構成され、さらに、家庭養育をより活かそうとしている現在があるという経緯と思うわけです。なので、増沢委員が今、個人的にとおっしゃられましたけれども、里親委託率として目指す数値は、神奈川県の実際の数字として示す方がよいのではないかと私も考えております。

国が示すこの数字の意味をもう一度説明してほしい気持ちである旨、増沢委員がおっしゃった点、私も重なる気持ちです。数字というものは提示しますと、このような議論にかかわらなかった関係者にも、ある意味パワーを持って響き、影響があります。たとえば、家庭養育推進のみが進められる印象をもたれ、施設関係者が元気を失うことがあれば、それはこうした議論の本望ではないだろうと思います。また、これまで部会で里親希望者の申請書類を見せていただきました立場からしますと、いろいろな状況のご家庭が家庭養育に臨みたい、あるいは社会貢献したいといった思いで手を挙げてくださいます。その一方で、施設が職員体制をもって担保している養育とは違う、少し危うさのようなものも家庭には当然ありますので、無理やり里親等委託立の数値を上げていこうと里親委託をぐいぐいと引き上げるようなことしますと、伴って、いわゆる不調も増えるのではないかという危惧も抱きます。ですので、現実的で地に足のつ

いた数字を神奈川県として出しながら、それに向かって丁寧に進めていく方がよろしいのではないかと思いました。以上、意見させていただきます。

(佐藤委員) 今の横堀先生のご意見や増沢先生のご意見をお伺いしながら、やはり、この75%という目標については、できる限り、家庭養育を目指していくということではとても重要と、私も思いますけれども、横堀先生がおっしゃいましたとおり、その数値を優先していくことによって起きる不調ですとか、あるいは、子どもにかかる負担というのはものすごく大きなことになる、と考えますと、十分なマッチングができるとか、あるいは里親さんに対する支援が十分にできる、あるいは、社会的養護の施設の機能が強化されるというようなところで十分な体制がつけられた上での目標と考える必要があるのではないかと思います。

そういうところでは、神奈川県の中で現実的に可能な数値で設定していただくということが、子どものことを考えれば大事ではないかと思えます。

(荒木田委員) 当初、私もこの75%という目標値がちょっと乖離しているのであれば、2人の先生方が言ってくださったように、現実的な目標値に置かれる方がよいのではないか、その方がPDCAを回しやすいですよ、と言おうと思っていました。しかし、神奈川県は、医療費適正化計画を見ても、実は神奈川県は、特定健診、特定保健指導等も、目標値とかなり乖離しています。ですが、医療費適正化計画の中では、やはり、国の目標値の70%を持ってきて、計画に、今の状況と目標値との乖離は認めざるを得ないけれども、それに向かって進んでいくというような書き方をしてあって、県が、どれぐらい齟齬を出せるのかというところが、これは政治的な判断になるのかもしれないですけども、難しいところだなと思いました。

なので、もし75%とかという数値を目標値に、政治的に置かなければいけないというようなことであった場合に、その現実との乖離だとか、差が埋まるまでに努力が必要とか、何かそういった文言を入れることは必要だろうと思えました。

(増沢座長) ありがとうございます。今のご意見も含めて、75%というのはある種、夢目標といったもので、それに対して先ほど佐藤先生がおっしゃったように、それに向けていろいろなサポートが必要で、これだけ急激に伸ばすのは絶

対無理です。それで里親支援センターを作っていきます、施設も多機能化を目指しましょう、つまり、周辺のサポート体制をどんどん整えて家庭的な養育を目指そうとしているというのが、計画全体で見えてくるわけです。そのことをきちんと説明したらどうでしょうか。国の75%に対して鋭意こういった形で努力していると。だけど現実的なところでは今の目標値というのは30何%だという、2つ説明するような方式は取れないですか。そうしておけば、この75%が独り歩きしてしまうことはないだろうし、きちんと、これはもう国が示している目標というか希望であって、だけど現実的にはこうで、だからそこを踏まえながらきちんと将来的にこういった形になることを目指していきますということが見れば、どうでしょうか。委員の皆さん、それならばいいのではないかと思うのですがどうでしょうか。

(鶴飼委員) 神奈川県は歴史があって、本課、児相、センター、それから里親さんも含めて、里親倍増計画をもう10年近くやっているわけです。それで、16%から22%ぐらいまで上がってきているわけですから、その努力はこれからも惜しまずにやるのが大事なのですけれども、そもそも、施設が9で里親が1というのを何とかしなければいけないというところから始まっているわけです。

特に、ご承知のように、昔は養護施設に幼児さんはいませんでした。高度成長が始まってから、施設に幼児が多く入りだして、小さい子を、果たして施設だけでいいのかという疑問から里親会とかが始まっていったので、乳幼児75%というのは、私もそう思っているので、神奈川県でできる数値目標はある程度ここに出ているわけですから、なるべく数値をそれに近づけていく努力を、児相も含めてやっていったらいいのではないかと私は思っています。

75%はもう夢また夢みたいな話で、福岡市は60何%までいっていますけれども、それはもう特殊事情があって、そこに近づけるような努力を惜しまずに、神奈川県一体となってやっていこうよということでもいいのではないかと、私は思っています。

(増沢座長) そういうような方向の報告のあり方でいかがでしょうか。委員の先生方はほぼそういう意見に賛同されて、ある意味、神奈川でそれだけ長いことやってきたこと自体がエビデンスではないでしょうか。急設えて里親委託率

を急激に上げたところは、ほころびが出ているということで、いろいろな情報が入ってきています。だから、地に足をつけた展開をしてきたという神奈川の実績が根拠になるのではないかと思います。

ただ、おっしゃるように、小さな子はなるべく家庭でというのは本当にそのとおりだと思うので、それは周りごとにかくサポートしていくことを目指していくということで、この点についてはよろしいでしょうか。

そうしますと、もう一度、資料1の本編と資料2の指標編で分けて、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。指標編でない方の本編の方で、気になるところ、ここはちょっと違うのではないかとか、詰めの意見となりますのでよろしく願いいたします。

(荒木田委員) 先ほど、資料1をご説明いただきながら、目で追っていて、3ページには用語の説明、定義をつけてくださっていて、これは非常に良いと思いましたが、カタカナ用語がものすごく多くて、専門家が読むにはいいのかもしれないのですが、ケアリーバーとかリービングケアとか、ヤングケアラーとかも、どのような定義でいくのかと思います。シェルター、レスパイト、アフターケアとか、トワイライトケアとか、カタカナ用語がいっぱい出てきます。それを日本語に直せというのではなくて、最初用語の定義は用語の定義でいいと思うのですが、何か後ろの方に参考のような形で、その用語の説明とかを少し付けていただくのはどうかと思いました。カタカナ用語のところでは、これは誰が読んでも分かるようにしていただいた方がいいのかなという意味で、ある程度説明をつけていただいた方がいいのかなと思いました。内容ではなく、分かりやすさという点での意見です。

(増沢座長) ありがとうございます。大切なご指摘だと思いますので、カタカナ用語とか専門用語に、誰が見てもわかるように説明を入れていただくようお願いいたします。

(事務局) 最初用語とは分けてというお話もありましたが、最初用語のところを出すような形でもよろしいでしょうか。

(荒木田委員) 最初に入れてもらうのもよいのですが、それだと結構たくさんになってしまうのかと思います。重要な用語は最初に記載しているかと思うので、その辺りはどのようにしていただいてもよいのですが、県民の皆さ

んに分かるような計画にするというのが趣旨かなと思いました。

(増沢座長) 出てきた時にすぐに脚注がついて、説明があると読んでいて分かりやすいです。もう少しサービスするならば、最後にキーワードを並べた一覧表があると、初めに並べてしまうと読む気がしなくなってしまうので、脚注と最後の一覧表の両方があるとすごく便利ではないかなと思います。読んでいる人はその都度脚注で説明があれば、とてもよく分かると思います。

(佐藤委員) いくつかありまして、まず1つは1ページ目の計画改定の趣旨のところでは、先ほど荒木田先生が用語の定義について触れてくださっていましたが、社会的養育のとらえ方について、定義上、すべての子どもをとということをしっかり射程に入れているわけですが、この点、計画の趣旨のところは、2段落目の4行目で、「社会的養育を必要とするすべての子どもの権利」と書いてあり、少し狭義の社会的養護をイメージさせるような言い回しになっているように感じました。ですので、社会的養育を必要とする子どもを含むすべての子どもとか、何かそういった形で少し表現を工夫していただくと大変ありがたいと考えております。

また、その計画に関しましては、2ページ目に、個別の計画というところで、県の計画関係図が示されています。ちょうど私はかながわ子ども・若者みらい計画の方にも関わらせていただいております関係で、家庭支援事業の充実ですとか、子ども家庭センターの体制等は、この社会的養育計画と関わりが非常に深いところだと思います。切れ目のない支援ということで計画上も意識していただくことができればと思いますので、できれば計画間の十分な連携や接続をお願いできたらありがたいというふうに考えております。

それから、計画を見直したり、点検したりしていただく際には、できれば子どもの声をしっかり聞いていただくという手続きをどこかに入れていただけないかということも、感じていたところです。2ページ(3)計画期間のところには、「～後期計画としますと」、書かれています。見直しについてここに書くかどうかというのがありますので、書く場所はおまかせしますが、子どもの意見を聞く形で中間の見直しをするとか、自己点検するときにも聞いてみるとか、そうした手続きをぜひ入れていただけたら、ありがたいです。

続いて、32ページに図表32があります。これは代替養育を必要とする子ども

数の見込み需要量の中に、この表の一番下には、うち2か月以上一時保護されている子ども数というのが出てきます。この数値について拝見しますと、特に年長の子どもは数が増える傾向にありまして、長期の一時保護はやはり子どもの権利制限に関わることだと、考えなければいけないと思います。

ここはできるだけ、こういった数値を出すにしても、早期に子どもさんが安心して生活できる場を検討するとか、パーマネンシー保障に向けて家庭復帰のためのケースマネジメントを、積極的に行うとか、そのための機関連携をしっかりと充実させるとか、そういったことを、ぜひ、記載していただけたらありがたいということを考えておりました。

最後に、こども家庭センターに関わることです。45ページの真ん中より少し下に、市町村のこども家庭相談体制の強化に向けた支援というのが出てきます。これに関しては、2段落目に、こども家庭センターの記載がありますが、こども家庭センターで切れ目のない支援をやっていくときには、統括支援員の方が、しっかりと全体をグリップできるような、質的な向上ということも非常に重要なことだというふうに課題として認識しています。

ここについては、県の方でいわゆる実務研修をするのが望ましいという国の通知が出ていたかと思います。令和6年の3月30日付の、こども家庭センターに関わる通知です。ですので、これもできれば、統括支援員の実務研修の企画を県の方でするとか、それを受けてもらえるように市町村に周知していただくとか、そのための工夫をするというようなことも、ぜひ入れていただけたらありがたいなと思っております。

大変長くなって申し訳ありませんでしたありがとうございます以上です。

(増沢座長) どうもありがとうございました。とても大事なところの指摘ばかりだったと思います。

すべての子どもが対象という点についてはよろしいですね。それと、見直しのあり方は、PDCAサイクルを回すということは、国からすごく強調されていますよね。そしてその時に、やはり現実を踏まえることとか、子どもの声を聴く、当事者の声を聴くということはとても大事なことで、その文章は要るのではないかと思います。どう見直していくのか結構問われているところなので、必要だと思います。

それと、2か月を超える一時保護の思春期青年期の子どもたちということで、家庭復帰に向けた事業ということを佐藤先生はおっしゃっていましたし、きっと早期に場所を見つけるということですよ。そうでないとずるずると一時保護となってしまいます。それと、自立支援と子どもの居場所の問題とはすごく大きく関わる場所なので、そのあたりを充実させていくことで、一時保護を長くするのではなくて、きちんとした適切な居場所を見出すみたいなどころを入れておくことは大事ではないでしょうか。

それから、統括支援員は本当に大事で、他自治体の推進計画に関わっていても必ず出てくる話です。統括支援員が要となってその方々の専門性を向上させないといけない。それで、多くは保健師さんがなっている自治体が多いのですが、けれども、従来の保健師さんのあり方だと、マネジメントがソーシャルワーク機能をもっと出していかないといけないところなので、そういった意味では、専門性を高めるために、実務研修をやっていくというようなことを書くとか、あるいは指標は後で議論になりますが、指標を設定していくことも必要ではないでしょうか。

**(事務局)** 社会的養育のとらえ方については、確かに誤解を招きかねない書き方だと思いますので、改めます。あと、計画の見直しの時に子どもの意見を聴くということが、本編の8ページ、基本方向と全体像の最後のところで子どもをはじめとする当事者や関係機関等の実態を把握した上で、見直していくとして記載しています。また、最後58ページでも、進捗状況の点検・評価、計画の見直しに当たっては、子どもも参画するということで記載はしているところになります。

次に、2か月以上の子ども、32ページのところです。こちらにつきましては、潜在的な需要量ということで、現に2か月以上になってしまった子どもというのが、このままだとうなってしまうということで、その需要量を見込んで代替養育の資源を考えていきますということになりますので、このとおりになったら、それは失敗しているということになります。この子どもたちも含めて、施設や里親の供給量を確保しますという表となっておりますが、こんなに2か月超の子どもを増やすのかというふうにとられてしまう可能性があるのもので、あくまでも潜在的な需要であるということに記載したいと思います。

それから、統括支援員のところは、確かにキーワードとして統括支援員ということが書いていないのですが、今年度から県の方で、児相が主体となって行う研修と、子ども家庭課の方で行う研修の2回行っています。指標としては指標編10ページの市町村職員の対象とした研修の実施状況になると思いますが、統括支援員というキーワードは重要なので、記載したいと考えます。

(増沢座長) 佐藤先生よろしいでしょうか。

(佐藤委員) ありがとうございます。お手数おかけして恐縮ですが、よろしくお願いたします。

(鶴飼委員) 今の座長や佐藤先生の話に通じるのですけれども、居場所の話について、児童相談所の一時保護期間は1週間以内が4割と聞いています。そうすると、1週間以内に引き上げてしまう子ども4割というのは、居場所に通じると思っています。長期の一時保護の問題ももちろんありますけれども、ト一横にたむろする子どもたちをどういうふうにしてあげるかというのも結構大きな課題ではないかなと思いました。

だから、4割強の子どもは1週間で家庭復帰していくとなると、いわゆる潜在化しますよね。そういう子どものケアは、課題かと思っているのですが、その辺りはどうでしょうか。

(増沢座長) 今までの5回の検討の中でその点で出てきましたでしょうか。今おっしゃったのは、保護さえされないような、徘徊しているような子どもたちの居場所も含めてですね。短期で一時保護したとしても結局帰したらまた家出してしまって、ふらふらしているのではないのか、というような話だと思います。こういったものの議論はありましたでしょうか。

(事務局) 一時保護が必要な子が、保護されずに市町村で見守りとしてそのまま何もされずにいるのではないかというお話はいただいております。市町村のヒアリングの際に、実態等についてお聞きしたところではあります。

(子ども家庭課長) ストレートにこの話題は出ていません。

(増沢座長) この点について、横浜の推進計画の検討では意見が出ました。保護されていない子どものことをどうしていくのかという問題を、どう考えていくのか。だから、若者の居場所とかそういったところに対しても、今後、少し強化していくような方向でいるとか、何か一言入れられないでしょうか。保護

されている子ども、施設に行った子、里親に行った子はまだいいという話があって、保護されなかった子どもはいっぱいいます。その後の自立がものすごく心配で、施設から自立援助ホームに行った子どもはまだよくて、ある程度基本的なところは埋められていると。けども、本当に18歳とかで保護されずにいった子どもが自立援助ホームに行くという時には本当大変だといいます。それでもまだ自立援助ホームに行った方がいいと思って、行かずに大人になっていくケースはかなり大問題で、そこについてどう触れておくか、今更ではありませんがどうでしょうか。

(子ども家庭課長) 今回パブコメで、いわゆるどこにも引っかけなかったというか、支援受けられなかった方の潜在的なニーズをどのように把握するのかといったご質問をいくつか受けています。なかなか実際にはそれを調べる、把握するすべを現時点では我々持っていないものですから。

鶴飼委員がおっしゃったような、短期間で、一時保護されてもまた帰ってくる子ども中にはやっぱりいます。中には家出を繰り返すようなお子さんもそこには結構いるので、もう少し保護される側に近い、全く引っかけなかったわけではないけども、そんなに長期間保護されるわけでもない、その狭間だと思えますけれども、そういったお子さんは、2か月以上保護された子どもには入ってはきていないのですけれども、そこをどういうふうに今後見ていくかというのは、大きな課題だと思います。

(増沢委員) 大きな課題として認識していて検討していくと入れられますでしょうか。というのは、先ほどの、冒頭で「社会的養育を必要とする」ではなく「すべての子ども」ということを強調したとなったら、無視はできない気がします。

具体的な指標とかは出てこないにせよ、少しそういったことを認識して、検討に載せていくということはあったほうがよいのではないかとということでもよろしいですか。

つなぎで、僕からもよろしいですか。40ページの権利擁護のところ、子どもの意見を聴き代弁する支援ということですが、3行目から4行目で、「施設等に入所している子どもたちは、自ら意見を発信しにくく」とあり、これは本当にそうだと思います。さらに、「措置をしている児童相談所や生活の場であ

る施設の職員には言いにくい場合もあります」となっていますが、こう書くと、施設では言いにくいから、この意見表明支援事業を使うことが大事だとなってしまう。本当のアドボカシーというのは、施設の職員も、親も友達もみんな子ども意見を聞き合って、それを代弁していきましょうということです。だけど、身近であるがゆえに言えないことがある。下手をすると、じゃあ施設や施設職員には言いにくいから、アドボカシーの人たちに任せておいて、我々は聞かなくていいよねとなってしまうと、子どもが意見を言ってきたときに聞いてもらえないみたいなことも、よほどの場合だとは思いますが起きかねない話です。だから、みんなが聞いてみんなが代弁者だということを、まずは書いた上で、しかし身近であるがゆえに、話せないものもある。だから独立した、今までないものをきちんとつけて、子どもの意見を幅広くいろいろな角度から聞くシステムを作ったのだという書きぶりをする必要がある。

これは、東京都でも横浜市でもそれを言っています。つまり、これだけが意見を聞く事業のように思えていってしまうのではおかしいので、本来は身近な人がきちんと聞いていく。身近な人は子どものことを考える時に、きちんと子どもを参画させるということが一番だと思うので、そういう書きぶりにして欲しいと思います。

(小村委員) 今の、意見を発信するということで、チームあどぼの方が定期的を聴きにいらっしゃるということはすごく良いと思っておりますけど、定期的ではなくて、子どもの方から、「ちょっと聞いて欲しいことあるんだけど」というふうに呼ぶようなことが行われているのか、行われなかったらそういうことも必要ではないでしょうか。特に一時保護の場合は、次々、毎日新しい子が入って、今聞いて欲しいということがあるのでないかと思うので、そういうことをしているか、する予定があるかということをお教えいただければと思います。

(子ども家庭課長) かながわ子どもの声センターは、施設に関しては年2回、一時保護所については月2回と、定期的にはもちろんやっていますが、これ以外に、お子さんから、どうしても話がしたいということがあれば、当然何うような形にしています。すごくたくさんあるわけではありませんが、行っています。

(小村委員) それは、そういうことができるよ、ということをお子さんに宣伝は

してあるということですね。

(子ども家庭課長) はい。

(小村委員) なぜその話をしたかという、川崎市の児童相談所の仕事をさせていただいて、川崎市に子どもさん用のオンブズマン制度があり、オンブズマンへの手紙という用紙を、保護所に入る子全員に配って、それを入れられるポストみたいなものがあり、呼ばれるとオンブズマンの人が来るというのがある、保護所とか施設の人ではない外の人に聞いて欲しいというのは結構あるなと感じているので、そういう自分から聞いていくというのがあったらよいと思いました。定期的に以外に、本人が希望する時にということもされているのであれば、書かれてもいいのかなと思いました。

(後藤委員) 子どもの意見表明を支援するとか意見を代弁するということですが、子どもといっても、0歳から18歳までという広い範囲を「子ども」とくくるのは、少し無理があるような気がします。

1歳ぐらいからいろんな行動で自分の内面を表現しますし、もう少しきめ細かく「子ども」を区切るようにしたほうがいいのかと思います。特に乳児期は、日本は特徴として虐待が多いですし、そういう意味でもいろんな形で、子どもの行動から反映するような、子どもたちの評価というものも、今かなり進んでいるしできると思うので、そういうところを盛り込むのが大事かと思います。

それにはやはり、保育士さんたちの関わり方というのがとても大きいと思います。そういう分野も少し広げていただいて、子どもを代弁するということが大事だと思います。

文言で、「子ども」で全部くくっているのが少し無理があるかと思います。もちろん、子どもでくくる部分もありますけれども、もう少し細かく乳幼児とか、何歳ぐらいとかというくくり方で評価する方が、理解しやすいのではないかと思います。

(増沢座長) 先ほど申し上げたように、身近な大人とかいろいろな人が子どもの声を聴くということの丁寧な書き込みと、今のような、言語発達が未熟な子どもたちであってもいろいろな気持ちの表明があるわけです。だからそこら辺もきちんと丁寧に、言葉が発達しないから対象外だよと言ってはまずいわけで、これは国連も、乳幼児も意見表明の対象であることは明確に言っているわ

けなので、そのあたりの書きぶりを少し加えておいた方がいいのではないのでしょうか。やはり子どもは0歳から18歳だけど、そこで少し説明で分けてというような形にしておいていただければと思います。

(横堀委員) 何点もありまして申し訳ありませんが、なるべく短めにそれぞれのポイントをお話したいと思います。

ただいま、「子ども」という年齢や状況の違いというのを踏まえてどのように書き分けたり、言葉を使ったりするかというご意見がありました。国のこども家庭庁がひらがなの「こども」で、年齢の上限実質を突破して、「心身の発達の過程にある者」とくり直しをして、施策を動かそうとしている時期にある中で、この計画はすべて「子ども」の漢字で書いているということから、例えば最初に出てくる3ページ、あるいは先ほどご意見がありましたように用語の説明を入れるかというところですが、神奈川県としてこの「子ども」の「子」が漢字で、どう扱うのかということを示した上で、その言葉を扱うという前提がまず必要かと思ったのが1点目であります。

それから、8ページ目の右下、社会的養護の体制整備の基本方針方向と全体像で、今回加筆されている部分、措置の延長とか児童自立生活援助事業による自立支援を行うというところですが、「虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった方を含め」という説明があります。

私は、これは虐待体験だけではないととらえてきましたで、あえて虐待経験がある人で、かつ、これまで支援につながらなかったという限定なのか、虐待体験を持つ人も含めて、子ども時代にずっと要支援状態にあったのに社会的な支援につながってこなかった人に、きちんとフォーカスしていくというある意味の宣言であるのか、これはとても大きなことだと思っています。この自立生活援助事業は、むしろ、後段の幅広のところに着地しての事業を始めてみようかということではないかと思えますから、この点を少し検討していただけるとありがたいと思いましたのが2点目です。

次は20ページです。ここは里親などをどのようにしていくかというあたりの、目標値の達成見込みとかいろいろ書いてあるところです。上から10行目くらい、加筆していただいたところ、「特に子どもが低年齢の場合は、家族再統合を目指すケースが多いが、里親家庭で保護者との面会交流を実施できる体制

を整えるのが難しい」という表現がございます。そのとおりだと思っ一方で、里親家庭で保護者との面会交流を実施するというのは、かなり里親さんのお力がある、児相との協働関係が取れるという、限られたケースなのではないかと思っますと、例えばこれを、これから里親を目指したい、小さいお子さんを育てたいとかと思っ方が、里親家庭で交流ということをお考えるとかなりこれはハードルが高いと思ったりするかなと思っますと、県の皆さまのゴール設定として、この低年齢の委託のケースの場合に、里親家庭で面会交流というのをゴールにしていらっしゃるのかどうか、ちょっとその辺が背景としてどうなのだろうと思っましたので、ここは教えていただきたいと思っ点でございます。

それから22ページのところ、先ほども用語のところ、カタカナが専門用語としてとても多いということがありました。そのひとつに、専門職でもたぶん説明する人がみな違っ言い方をするのではないかという「パーマネンシー保障」です、これは過去のこの会議の中でも、随分と確認や意見があっように記憶してあります。課題という書き方なので、このままでいいかと思っますが、22ページの上段、パーマネンシー保障という言葉が支援関係者の間でも認知や理解が進んでいないために、県として統一した考え方を示して共有していく必要があるということ、とてもそれが大事だと思っ一方で、そういう考え方を共有するチャンスが、こういうふうに文言化をする機会なのではないかなと思っますと、最初の文言の用語の確認のところ、神奈川県ならではのすてきな言葉で作られた、このまとめの言葉が、冒頭にありますが、こういうところにもう少し意味を書き込んでおくようにしたほうがいいのではないかと思っました。

とありますのは、里親養育は18歳を超えたら基本的にはやはり自立で押し出してやる制度だとすると、パーマネンシーではないという理解もあろうかと思っますし、また予防的支援も含みますと、もともと子どもが過っしていた地域から簡単に分離をしない、そういう支援も、国が今般言っているパーマネンシー保障に入っているように思っますので、こういうところにもう少し踏み込んだ書き方をおくのも一案かと思ったということをお意見として、お届けしておきたいと思っます。

それから、24ページで、出自を知る権利に関わる児童相談所における記録の

保存期間のことが書いてありますが、「原則25歳以上かつ解除後6年以上経過すると破棄の対象となっています」という部分の「なっています」が、とても気になっていまして、国に出自のことに関する法律がまだまだ不整備という問題がある中で、児童相談所の運営指針などでは基本的に示されていますが、神奈川県としてこういうふうに来てきたという書きぶり、国あるいは社会全体としてこういうふうになっているという書きぶりは全然トーンが違うものだと思いますので、ここは、県としてこのようにしてきたという明確なお言葉なのか、国としてはこのように示されてきたけれどもというレベルのことなのか、これは分けてちゃんと分かるようにしておいたほうがいいのかと個人的に感じました。

次に、33ページの里親の稼働率の見込みのところですが、こういう将来的な数値の難しさというのは本当に皆さまの側に立つといたく感じるところです。里親委託率の高い福岡市や新潟市でも里親の稼働率はこの程度ですので、本県でもこの程度で推移する可能性が高いという書きぶりとなっています。確かにそういう数値を参照して示すということは、無理な稼働率のアップということを示さないという意味ではとても大事だと思う一方で、稼働率を上げていくために何が必要なのかということは、やはり計画ですので、書き込んでおく必要があるかと思います。これは、本当に様々な支援のプロセスが全部関係してくることですので、そこまで丁寧に書けないのかとも思いますが、他と参照して、こんな感じだと思いますというのは、主張するお言葉としては弱い感じが印象としてありますので、もう少し書いてはどうかと思った次第です。

最後に、52ページです。ファミリーホームの設置を始められたということで、とても大事な、移行の時期を迎えておられると拝察して陰ながら応援しております。このファミリーホームの設置促進の継続という項目ですけれども、ファミリーホームは5～6人定員という考え方で里親制度と連携しながらも少し違うおかれ方が制度上されているというものです。たしかに私も各所で、子ども同士の相互作用を生かしながら、その環境を生かす養育であるのだということは確認するポイントの1つですが、やはり通常の養育里親よりも、より養育の専門性、高い専門性が期待されているということだと思うわけです。

ですので、そこに、里親の手当よりも、費用支弁が多くなされているという

ことでもあろうと思いますので、結果として子ども同士が育ちあう環境を生かすというのはもとより、一番大事なのそちらの方かなと思い、また、ある種の発達課題を持つお子さんとか、様々な背景を持つお子さんの養育を期待するというのが、県としてもおありではないかなと思いましたが、その文言を強化してはどうかということをお伝えして意見を終わらせていただきます。

(増沢座長) はい、ありがとうございます。どれも大事なご指摘と思いますが、特に「子ども」の「子」をひらがなにするのかというのは大きな話かと思いますが、こども家庭庁は、ひらがなの「こ」で、先生のご指摘のように、0歳から18歳までという枠を遥かに広げた概念として、「こども」に変えたということがあります。たしかにそうすると、特定妊婦のお腹の中の子どもも発達途上の子どもだし、18歳過ぎても発達途上の子どもということが対象になってきます。それを踏まえて、どうするかご検討していただければと思います。結構大事なところかもしれません。事務局、今のいくつかのご指摘についてどうでしょう。

(事務局) 県の方では、「子ども」の「子」は漢字にしていますが、我々子ども家庭課もそうした表記にしていますが、これはこども家庭庁がひらがなにしているのにそのように変えないのは、決して子ども概念を限定的にとらえているからということではありません。幅広にとらえているけれども、この計画では漢字を使っていますという説明が必要だと、お話を伺って思いました。

あと、虐待経験がありながらというところにつきましては、限定的にならないような記載を検討したいと思います。

あと里親委託時の面会交流については、里親委託が想定を下回っている要因の一例に挙げさせていただいています。先ほど、家族再統合を目指すケースが多い中で、里親家庭での保護者面会交流がどうなのかというご意見をいただきました。乳幼児は、実親との交流のあるお子さんばかりで、やはり一番は家族再統合を目指していますので、その中で家庭と同様の環境である里親家庭が、保護先としても適切だろうと考えています。里親さんの中でも、ご自身が縁組をしてお子さんを引き受けたいという方々もいる中で、中途養育の難しさということがありますが、実親との交流があるケースを受けること自体に、里親さんの方の迷いというか、不安な点もありますし、実情として難しさを非常に感

じているところです。ただ、お子さんにとって、家庭と変わらない環境で養育していくことが大切だという視点は、持ち続けていきたいとは考えております。

次の、パーマネンシー保障の考え方を、きちんと支援者間で共有していくということについては、今後の取組みの方にもう少し追記ができるかと思いました。

次の、記録の保存期間は、基本的に今まで国が定めた基準に従って、児童相談所運営指針に沿って県の方でもやってきたということが分かるような記載を考えたいと思います。

里親稼働率については、県の見相の中でも稼働率が高いところとそうでもないところがありますので、今回、ショートステイを里親家庭で受けることを検討していくという記載をしておりますけれども、そういった取組みを進めることで、稼働率を上げられる可能性もあると思いますので、こちらについても記載を考えたいと思います。

ファミリーホームの設置の促進のところ、子ども同士の相互作用とか、高い専門性が求められているということも、記載を検討したいと思います。

**(子ども家庭課長)** 今の点について少し補足で、先ほどの里親さんの家で、保護者との面会交流をする、そこを県としてどうするかというご質問については、理想を言えばそれができる里親さんがいいと県としては考えていますが、ただ、一方で乳幼児の里親委託率をこれから上げていくと言った時に、実親との交流がネックになってなかなか里親委託が難しいというところも考えると、県としては、大変ではありますが、児童相談所や別の場所で交流を進めながらしっかりと取り組んでいくということになると思います。

**(増沢座長)** 本当に里親さんの家での実親交流は難しいですね。それは、リクルートの時の里親さんの担い手のニーズもここには反映するし、いろいろクリアしなければならない、考えなければいけない壁がいっぱいあります。そこを踏まえて記載をと思います。

また後ほど全体についてご意見を伺いますので、今度は指標編の方についてご意見のある方お願いいたします。先ほど、75%については、議論させていただきましたけれども、その他のところで、ご意見のある方お願いいたします。

**(荒木田委員)** 本当にすごく基本的なことをお伺いして申し訳ありませんが、こ

の神奈川県社会的養育推進計画というのは、県の計画であって、政令市は別途立てるという理解でよいですよ。なぜそんなことを聞くのかというと、指標編で、最初の1～2ページ目では横浜市や川崎市などが出てきていて、3ページ以降は、政令市を除いた県の事業だとか県の施設のことだとか県の目標を書いているということですよ。前のページには政令市が入っていて、3ページからは、県だということで、若干混乱をしたということがひとつです。

もうひとつは、瑣末な意見ですが、7ページの、人権子どもホットラインの相談件数について、目標値の考え方に年間250件を想定と書いてあります。増やすことを望むわけでもなく、減るのを望むわけでもなく、令和11年度までずっと250件でずっといくとなっていますが、一体これはどのように考えているのだろうと思って、本編の資料1の方を読んでみると、子ども専用の電話相談事業などを通じて子どもの抱える問題の解決に向けて支援を進めますと書いてあり、増えることが良いとも考えられるし、減ることが良いとも考えられるので、何とも言えないなと思いました。他のところと同じように、これは件数を書くのではなくて、「継続」としておいて、実績件数を調査するような形にしたほうが良いのではないかと思いました。

(事務局) おっしゃるとおり、相談件数は、増えるのが良いというものでもなく減るのが良いというものでもないということと、この項目は県の独自の指標でもありますので、ご指摘のとおり、「継続」として、実績を記載していくというような形に改めたいと思います。

(増沢座長) あとは1・2ページ目で神奈川県だけ大きく書いて、あとは小さくするとか、今は同じような幅で書いてあるので余計そう感じてしまうのだと思います。そのような感じで、表のつくりを変えれば、多分誤解もなくなるのではないかと思います。

(宮川委員) 改定案で問題点を把握して、指標で、研修等いろいろなことを計画なさっているのが、感じられるわけですが、誰がどこで何をやって、どのような成果が出たのかということが、報告されないのかなということを疑問に思いました。例えば、3ページの権利擁護研修の実施というのが、誰がやるのかとか、そういうことが、不明確だと思います。細かいことなので、ここには載せないということだとしても、研修をやりました、やりますというだけでは、

納得いかないと思ってしまいました。

それからもうひとつ、19ページの児童養護施設のところに、家庭支援専門相談員が加配されるとか、心理療法担当職員が加配されるというのがありますが、この加配の意味とか、常勤なのか非常勤なのかとか、どういう専門性を持った人が配置されるのかなど、分かれば、ご説明いただきたいと思っております。

(事務局) 研修については、おっしゃるとおりで、本当はどのような研修をどのような対象者に実施するというのを記載する必要があると思いますが、研修が多岐にわたっていて、それをすべてここに入れてしまうと、相当な分量になるというところもあり、実際の振り返りのところでは、どのような研修を行って何人参加しましたといったことを書いていく必要があるとは思っておりますけれども、計画のところでは、具体的な研修を誰に対してというのは省いた記載となっております。

家庭支援専門相談員は、実親の交流であったり、家族再構築、再統合に向けて、児童相談所と施設と実親とカンファレンスを開くといったところの担当をしている職員となっております。そうした役割で、基本的には常勤の職員を想定しております。

(宮川委員) 例えば、心理療法担当職員が常勤ということは、ある程度専門の資格を持った方を、各施設に配置できるということですか。それとも、施設の人がそういう部分を担当できるようになるということでしょうか。

(事務局) 児童相談所にも心理士は配置されていますが、施設でも心理士を配置できることとしていて、それは常勤でも非常勤でも置けることとしております。現在も、入所児童を対象とした心理士の他に、地域向けの心理士の配置も認めており、こちらが要支援・要保護児童であったり、里親家庭に委託されているお子さんであったり、そういう地域で生活されているお子さんを対象にすると2人目の配置、加配も認められております。基本的には1名、心理士が各施設に配置されているような状況となっております。

(増沢座長) 先生がお聞きになったのは、その任用要件についてだと思います。要するに、資格取得者なのか、例えば、臨床心理士、公認心理師、臨床発達心理士とかいろいろありますが、そのことをお尋ねしたものかと思えます。

(事務局) 失礼しました。はい、臨床心理士など、有資格者の方の配置を要件と

して設けております。

(宮川委員) わかりました。ありがとうございます。児童養護施設で、発達とか、いろいろな困り感を持っていて、本当に自分がどうしたらいいのか分からなくて困っているお子さんを拝見することがあるので、専門の資格職の方が各施設にいらっしゃると、職員の皆さんのフォローもできてよいと思っているので、配置を推進していただけたらと思います。

(増沢座長) ありがとうございます。他にいかがですか。

(望月委員) 皆さんのご意見をたくさん聞いて、私は県議会議員ですけれども、議会の方で何か、意見として出せていけたらいいだろうと、吸収しようと思って聞いていたのですけれども、その中で、やはり、今回、計画改定案を提出するという中で、もう一度私も全部見直さなくてはいけないなと思ったのは、やはり誰のための計画なのかというところを絶対的に踏まえた上で、それを実行するためには、どのような資源と人材が必要なのか、そしてそれがどのように連携し合っていないかというところです。計画はすごく立派に出されてきていると思いますし、それを実行するためにどのようにしていくかという、具体的な施策がしっかりと織り込まれていかないといけないと思っています。

非常に分析をされたり、いろいろな悩ましいところが、先ほどのお話でもありましたけれども、一番は、子どもたちのためにどういう人材を資源に充てていくかというところでは、私はやはり研修がとても大切なことだと思っています。

研修をしたくてもなかなか時間が取れなかったり、代替人員を置けなかったりというような問題もあるのですが、どういう研修を何回やるのかといったことが、まだ今のところ、この計画の中に盛り込めなかったとしても、別途作っていくような形でしっかりとそれがないと、実施ができなくなっていくのではないかと思います。例えば、施設や一時保護所に支援員の方たちがいますが、パーマネンシー保障などの用語の理解なども、みなさん共通して分かっているかとは思えない。そういった絶対的に必要なものは、必ずやっていくんだという具体論がこれから必要なのかなと思います。詳しいことは今後とおっしゃっていたのですけれども、どこの段階で、そういうものを出していくのかとい

うのは大事なのではないかと思います。

そうでなければ、現場は本当に、困って、1年、2年、5年、10年経っていくのかなと思ったので、少し申し上げにくいところですが、伝えておきたいと思いました。

(増沢座長) ありがとうございます。確かに人材育成の計画は推進計画と密接に関わる話ですよね。このあたりは別途、例えば、里親さんに対して、市町村に対して、児童相談所に対して、一時保護所に対して、あるいはすべて合同でとか、そういうものが県の中でビジョンとして示されるとよいと思います。

例えば、権利擁護の理解、指標編4ページですけれども、一時保護、里親委託、施設入所の子どもの100%が子どもの権利条約で定められている4つの権利をよく知っているということですが、権利の理解は、ここにいる子どもだけではないかもしれないということで、この子たちがマストだとしても、子どもの権利の勉強会や研修に一般の子どもも参加できるようにする、オンデマンドにするとか考えられますよね。全部が横串で受講してもよいものと、特化するものということ。

あるいは、例えば、里親での一時保護の数を把握するとなっているけれど、一時保護する里親さんにも研修が必要ですよね。単に里親研修だけでは足りない。緊急保護だけではなくてアセスメント機能を発揮しなければいけないとなると、それなりの力が必要だし、もしそうでないとしたら心理職が行って合同するというのをベースにしたような、下準備の研修もいるだろうというように考えると、実現するためにはそれぞれにどういう研修をしていくのかというビジョンも合わせて必要というのはそのとおりだなと思って聞きました。

直接ここに係るかどうかは別ですけど、検討していただければと思います。先ほどの、研修すると書いているけれど中身がよく分からないというのも同じようなご意見だと思います。

(横堀委員) 今、増沢先生がおっしゃいました、考え方を示すということ、少しでも加えるという意味ではとても賛成であります。この指標につきましては、この数字を示す皆さんのご苦勞を拝察しますと、簡単に数字で示しにくいところとか、県としてどこまで目標値として示せるかなということが、明確でないということもあって、あえて数字で示すことを控えるという、意思を表明

しておられるところもあるようです。

ただ、この指標という文字化されたものだけを県民の皆さんが見ていくという感覚で拝見したときに、県として様々な取組状況を確認するというふうに目標値を書いてあるところと、こういうことを目指すというふうに明確に意思が書かれているところが、いろいろと違いがあるのが見えてきます。

例えば、5ページの援助方針づくりや自立支援計画づくりへの子ども自身の参画状況のところも数値は伏せる方針のようですが、全国の様々な、例えば児童養護施設1つを見ても、中高生は、押しなべて援助方針会議に、その子を取り囲んだ会議の設定というその一部だけではありませんけれども、必ず参画をするように進めている取組みももうすでに結構進んでいます。要は本人や、場合によっては家族を全部会議を飛び越えて行うんだということすでに脱出している取組みがたくさんあるように思います。ですので、今は伏せた数字で数値目標を示さないということでもよろしいかなと思う一方で、実態とか実績を把握するだけでは惜しいなと思ひまして、少しでも、子ども自身の参画を推進していくというものを感じたいと思ひまして、何かそういう書きぶりを少し添えていただくのはどうなのかなと思ひました。

例えば、先ほど佐藤委員もおっしゃっていた、9ページの一時保護の状況の平均入所日数です。これはケースを担当される見地から考えますと、一時保護期間が長期化することは望ましくないけれども、平均入所日数が短いことだけが一概によいとは言えないということに大賛成であります。ですけれども、長期間が必要なケースがある一方、様々な子どもの権利制限を考えると、やはり短期化ということは目指すべき1つの方向性だとも思うわけです。ですので、目標値としてそれを何パーセントとか何人とかというのは大変難しいですから示さないという意味は、よろしいと思うのですけれども、そういう方向性の確認というのが何か感じられるような書きぶりがあると読んでいて納得感が増すのではないかと思ひまして、全体的に、そういう感覚でもう一度見ていただけるとありがたいと思ひました。

最後に、15ページの特別養子縁組の推進のところですが、こういうところは目標値として特別養子縁組の成立件数のゴールを示さないっていう態度はとてもよろしいのではないかと私は思ひます。「新しい社会的養育ビジョ

ン」が示されたときに、国が目標値を示したことに、実務家も研究者も大いに批判をしました。必要なお子さんにとってその必要なニーズに応じて、養子縁組を成立させていくということは大事だけれども目標の件数ではないのではないかということで、以後、国もあまりそういう形で示すということを取り下げたように思っています。ですので、必要なケースについてという書きぶりで、このように必ずしも何人とか、何件っていうのを示さないという態度には大いに賛成するという部分もあつたりしますので、最後にもう一度押しなべて全体的に書き込める部分とあえて書き込まない部分を整理していただけると大変ありがたいと思いました。

(増沢座長) ありがとうございます。実績は、毎年、児童福祉審議会に報告していくことになるのですよね。その時に、継続ということと、今起きている実績をきちんと把握するという意味のものと、もうひとつは、なるべく減少させていく方向性がありながら、実態を把握していくと、3パターンぐらいあると、なるほどな、と思えていけるのではないのでしょうか。

だんだん時間が迫ってきましたが、よろしければもう一度全体を通して、ご意見がございましたら、先ほどの研修もそうですけれど、そうした取組みも含めて、課題やアドバイスがございましたら、ご発言いただければと思います。

(鶴飼委員) 今更の話ですが、権利擁護について、「権利」という言葉に私は前から引っかかかっていて、多分これは子どもの権利条約から来ていてこの言葉を使っていると思うのですが、私は内心で「権利」を「人権」に置き換えています。権利は条件付きですが、人権は普遍的なものなので、人権という言葉は上位にあると思っています。

だから、虐待という言葉を考えてときに、権利よりも、やはり人権というのがすぐに結びつきます。だから、神奈川県は県立管内で「人権」を使ったらどうかと私はずっと思っていました。これは私の意見であって、施設も、権利擁護という言葉を使うよりも、人権という言葉を使った方が、やっぱりすごく重く感じます。だから、権利ではなくて、人権がふさわしいかなというのが私の思い、意見です。

(増沢座長) ありがとうございます。そう、人権なのですよね。ただ、人権が人間の権利なので、子どもの人権というと子どもと人が重なって難しいですね。

でもたしかに人権という方がずっと重いですよ。虐待はやはり人権侵害なのですよ。

(寺下委員) 私は民生委員をやっているのですが、実際、各家庭に行って、問題を抱え、連絡する立場にいます。虐待とかいろいろなことを考えて、3つほどお話したいと思います。

ひとつは、母子家庭の方が再婚して、夕飯の時に、夫婦が2人で食べて、子どもだけ1人で別のテーブルに座らせて食べさせているというのが実際にありました。その足がふらふらしていると、行儀が悪いと行って、パパから叱られて2階の暗い中に置いて行かれるという家庭。

それから、母子家庭でお母さんのところに、離婚して戻られて、お母さんはお1人なのですが、お子さん3人を育てていて大変なので、お母さんのお金を使ってしまって、お母さんが困っているということがありました。

それから、また離婚して母子家庭なのですが、給料が少ないということで夜の仕事を母さんがしていて、幼稚園と小学校3年生の子どもを置いて夜働きに行っていた。それで、朝起きると3年生の子がゴミを出し、幼稚園の子の世話をしていたことが発覚して、それで昼間の仕事に変えてもらうということを、児相に相談をして、協力してもらってやったのですが、それでお母さんは昼間の仕事になり、子どもは保育園に入れたということがありました。

本当に今、離婚をする方が多く、母子家庭が多く、虐待ですとか、貧困ですとか、そういう面からいろいろ見えるので、今回もこの計画を見させてもらった時に、本当に細かいところまで配慮するような感じなのだなと思いましたが、これを今の若いお母さんたちに知っていただいて、こういう時にはこういう支援が受けられるというのを、もう少し分かるような形になると、民生委員が回っては、気が付いた時にこういう支援もありますよというお話をしているのですが、今回計画を見て、神奈川県としては、いろいろな面でいろいろやっただきあってありがたいと思っていますが、そうしたことを感じました。

(増沢委員) 地域の支援を必要する子どもたちに支援を開始するだったら、やはり市町村なのですよ。今回の計画に、市町村のことですから言いながら、こども家庭センターのことを入れましたが、これはすごく大事なことで、市町

村の支援力を上げていくし、統括支援員の話も今日出たし、そこをアップさせていかにそういった方々に支援を届けるかというのはすごく大事なことだと思います。

それと、なかなかできないことだけど、ぜひ取り組んでいただきたいのは、やはり現状把握です。現状を把握しちゃうと、支援対象者が拡大していったら、手に負えなくなるというところも一方でたしかにあります。

要保護児童として登録されている人たちが一時保護になっているわけですが、実は登録されていない要支援ケースは、山ほどあると思っています。それが、今お話があったケースだと思うのですよね。その人たちにもきちんと支援が届くように、実態を把握する。だから、これはもう研究レベルではないかなと思いますので、それは同時に走らせると、ヤングケアラーまで含め、たくさんいるという話になると思います。県の予算を考える際には、優先順位を作るしかないですが、そのあたりを詳らかに県民が知って、そしてなかなか予算にあげられなくても、自分たちが地域を活性化していったら、子どもが育てやすい、安全に生きていける地域を作っていくということだと思います。調べてしまうと支援しなければいけない、予算が大変だとなってしまうけれど、そこで目を閉じているといい地域ができていかない。予算には限界があるので、県民が実態を知っていくということが大事だと思うので、ぜひ、実態把握をお願いしたい。保護されなかった子どもが、ト一横だけではなくて、西横にもいます。そういう子どもたちの把握に、ぜひ取り組んで欲しいなと思います。

(いそもと委員) 私からはどちらかということ、事務局に対してということになるかと思いますが。実は先日子ども・若者みらい計画のときにも、お話をさせていただきましたが、今日のように、この審議会ですらいろいろとご意見をいただいて、どういう議論があったのかということが、実はなかなか議員の方まで届かない。もちろん、私自身もそれを届ける役割ではあるかなとは思ってはいるのですが、今後の委員会等で、報告があって議論を進める上で、今日のような合同部会の中で、こんな議論があったというのは、しっかりと、その後議論する議員にも伝えていただきたい、丁寧に教えてもらいたいと思っているところが1点目です。

あと、この社会的養護推進計画は、今申し上げた子ども・若者みらい計画に

反映されるということで、この計画自体で、どう反映させたかということではなくて、どのように反映されているのか委員の皆さまにお示しされたらいいのかなと感じています。

(子ども家庭課長) 議会の方にも3月に常任委員会報告させていただきますけれども、ご審議する前に、今までの取組みも含め、報告させていただきたいと思っています。もうひとつ、なかなか難しいところもありますけれども、委員の方に報告ということでよろしいでしょうか。

(いそもと委員) そうですね。結局この議論でいろいろ話してもらってでき上がったものが、子ども・若者みらい計画の中に、どういうふうに示されたのか、資料とかでもいいと思いますが、そういったところはつながっているわけですから、お示しされているのかもしれませんが、されてなければ示すべきではないかなと思ったので発言しました。

(子ども家庭課長) 委員の方にはそれぞれ、報告させていただきたいと思います。

(後藤委員) ちょっと気が付いたことですが、いろいろな取組みや施策を挙げられているのですが、医療の場合はフォローアップが一番大事だと考えています。フォローアップとか検証とかを必ずセットにさせていただけたらと思います。どういう枠組みでフォローアップ、検証していくかということはまたそれぞれの施策によって違うと思いますが、それが一番やはり大切なのではないかなと思いましたので、一言申し上げました。

(増沢座長) どういう事業をしましたかという指標だけでなく、ケース一つ一つの支援の評価ですよね。それは本当に大事だと思います。ここにどこまで書き込めるかというのはありますが、そのあたりも少し考えていただけたらと思います。あと、もしご意見いただければ古屋委員、ご意見や期待することでも、一言お願いできますでしょうか。

(古屋委員) 私は大したことはできないのですが、自分のできることをしているということでひとつだけ例を挙げさせていただきます。藤沢市のひとり親家庭の交流会というものを市から委託されてしていて、市内のひとり親家庭の方を集めて交流会をしたのですけれども、その時に、お母さんが、小さな女の子を常に怒っているような、ご家庭があったので、そういうことは少し気になったので、市の方に気になるご家庭がありましたという報告をしたという

ことがありました。私のできる範囲で、そのように少し気になるご家庭があれば、市の方につなげてやっております。

(増沢座長) これから市も強化されていくという方針ですので、ぜひ市の強化にもご協力いただければうれしく思います。

全員の委員にご意見等をいただきましたが、他にご意見ございますでしょうか。

(鶴飼委員) 私と横堀先生は、ずっと長いこと、施設里親部会に携わらせていただいたのですけれども、そういう中から、私は、子ども家庭課に敬意と感謝を申し上げたいと思っています。というのは、この推進計画と、国から各都道府県に、命令的にやれと言われて、机上の理論で押し付けてきた。それを、神奈川県では、現場主義でこの計画を進めてきてくれているのですよね。やはり神奈川県の良さがこういうところに出ているなと思います。あとは里親さん、あるいは施設にボールを投げられているわけですから、今度はそのボールを施設側がいかに関民に返していくかというのが、我々に与えられた宿題でもあるのですけれども、特に権利擁護は大きな問題だと私も思っています。どのように還元できるかというのは、私個人の課題でもあると思っています。本当にありがとうございました。

(増沢座長) そうしましたらこれでよろしいでしょうか。終わりにしたいと思います。事務局、お返しいたします。

(事務局) 委員の皆さま方、たいへんお疲れさまでした。長時間にわたり活発なご審議をありがとうございました。今後のスケジュールですが、本日ご審議いただいた内容をもとに庁内で検討して改定案を作成し、県議会の常任委員会に報告の上、年度末に計画改定を行います。この2部会の合同開催については、今回で最後になりますが、最終的な改正案につきましては、毎年度末に書面で開催しております児童福祉審議会総会において報告させていただきます。総会の開催通知については別途送付させていただきます。

また、来年度の取組みの評価と計画の見直しについては、毎年度、2部会合同開催の場でご審議いただく予定となっておりますので、次年度以降もどうぞよろしくお願いいたします。

それではこれをもちまして、神奈川県社会的推進計画改定に係る、神奈川県

児童福祉審議会 施設里親部会・権利擁護部会の第5回の開催を終了とさせていただきます。これまで1年間にわたり合同開催の審議にご協力いただき、誠にありがとうございました。